

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月19日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門長 廣瀬 太郎

1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 栄養塩分析装置 一式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和9年2月26日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売」の業種「精密機器類」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付
長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門管理課
電話 095-860-1626
FAX 095-850-7767

② 郵送による交付
封書に「栄養塩分析装置入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に320円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付
任意書式に「栄養塩分析装置入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年7月1日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札書の受領期限及び提出場所 令和8年7月13日 17時00分
3. ①に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所 令和8年7月15日 14時00分
長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
長崎庁舎 小会議室

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（5）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品名 栄養塩分析装置

2. 数量 1式

3. 機器の構成

①栄養塩分析装置本体	1台
②サンプラー	1台
③解析用ソフトウェア	1式
④分析用パーソナルコンピュータ	1式

4. 仕様

①栄養塩分析装置本体

1) 気泡分節型の連続流れ分析 (CFA 法) により、海水試料中の栄養塩 5 項目のうち 4 項目 (硝酸、亜硝酸、リン酸、ケイ酸 (またはアンモニウム)) を ISO 国際標準に準拠した比色法に基づき同時かつ自動で定量可能であり、データを分析、電子的に保存・出力可能な装置であること。さらに同一のラインを使用したケイ酸からアンモニウム分析 (またはその反対) への切り替えが容易であること。分析方法は下記のとおりとする。

- ・硝酸態窒素+亜硝酸態窒素：銅カドミウム還元-ナフチルエチレンジアミン法
- ・亜硝酸態窒素：ナフチルエチレンジアミン法
- ・アンモニア態窒素：インドフェノール青法
- ・リン酸態リン：モリブデン青法
- ・ケイ酸：シリカモリブデン青法

2) 追加の比色計の設置等により将来的に上記 5 項目の同時分析を行える拡張性を有すること。

3) 1 時間あたり 50 検体以上の分析速度を有すること。

4) デュアルレンジ機能を有し、通常の濃度レンジと高濃度レンジの両方に対応していること。各項目の濃度レンジは以下とする。

通常レンジ：硝酸・ケイ酸 0~20 μM 亜硝酸・リン酸・アンモニウム 0~2 μM

高濃度レンジ：硝酸・ケイ酸 ~50 μM 亜硝酸・リン酸・アンモニウム ~5 μM

5) 分析ラインが試薬や用途ごとに独立しており、汚染を防ぎ高精度の分析が安定して可能な設計であること。

6) 発色を完全に行うために必要に応じて加温できる機能があること。

7) ドリフトを防ぐため、光源には LED を用い、照射方式にダブルビーム方式を採用していること。

8) 分節空気をフローセル手前で正確に抜く機能を持つこと。

9) ポンプの速度設定が可変であり、分析用モードとは別に洗浄用の高速モードを用いることで速やかなラインの洗浄が行えること。

10) 硝酸態窒素の測定には Cu-Cd コイル (5 回転以上のもの) を使用し高効率の還元を行えるようにすること。

1) 1) ポンプチューブ、流路、試薬ライン等の消耗品の入手・交換が容易であること。

② サンプラー

1) 10ml プラスチックチューブ（外径 16 mm、例えばザルスタット社 60.9921.819）に対応しており、100 検体以上の自動連続分析が可能であること。

③ 解析用ソフトウェア

- 1) ベースライン補正、キャリーオーバー補正が可能であり、分析結果を CSV ファイルで出力できること。
- 2) Windows11Pro 以上の OS に対応し、納品時点での最新バージョンであること。

④ 分析用パーソナルコンピュータ

- 1) Windows11Pro 以上の OS を搭載し、解析用ソフトウェアがインストール済みであり問題なく稼働することが確認されていること。CPU は 3.5GHz 以上、内部メモリは 8GB 以上、保存容量は 500GB 以上を有すること。
- 2) モニター、キーボード及びマウスを付属していること。モニターは 21 インチ以上であること。

5. 納入場所

長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1-8

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所

6. 納入期限 令和 9 年 2 月 2 6 日

7. その他

- 1) 本装置の納入にかかる費用は受注者側で負担すること。
- 2) 本装置は耐震、免震の措置を講じた上で、分析可能な状態にセッティングし、動作確認及び精度検査を行うとともに、操作手順について説明を行うこと。なお、精度検査はすべての測定項目について行い、以下の条件を満たすこと。
 - ・ 検量線の決定係数が 0.995 以上
 - ・ 検量線の間濃度を 5 試料以上測定し、変動係数 (C.V. (%)) が 5%以内
 - ・ 検量線の間濃度を 5 試料以上測定し、回収率が ±10%以内
- 3) 装置の説明、使用方法、点検方法を記載した日本語マニュアル及び操作手順書を提供すること。さらに担当職員に不明点が生じた際は、Eメールや電話等で質問に応じること。
- 4) 納入後 1 年以内に受注者側の責任による不具合が生じた場合には、受注者の費用負担による交換又は補修を行うこと。
- 5) 本仕様書で調達する装置については、あらかじめ当所に候補となる対象装置のリスト等を提出し、当機構がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、当所と迅速かつ密接に連携し、代替品の候補となる対象のリスト等を再提出すること。
- 6) 詳細については担当職員の指示に従うこと。